るシステムを構築。

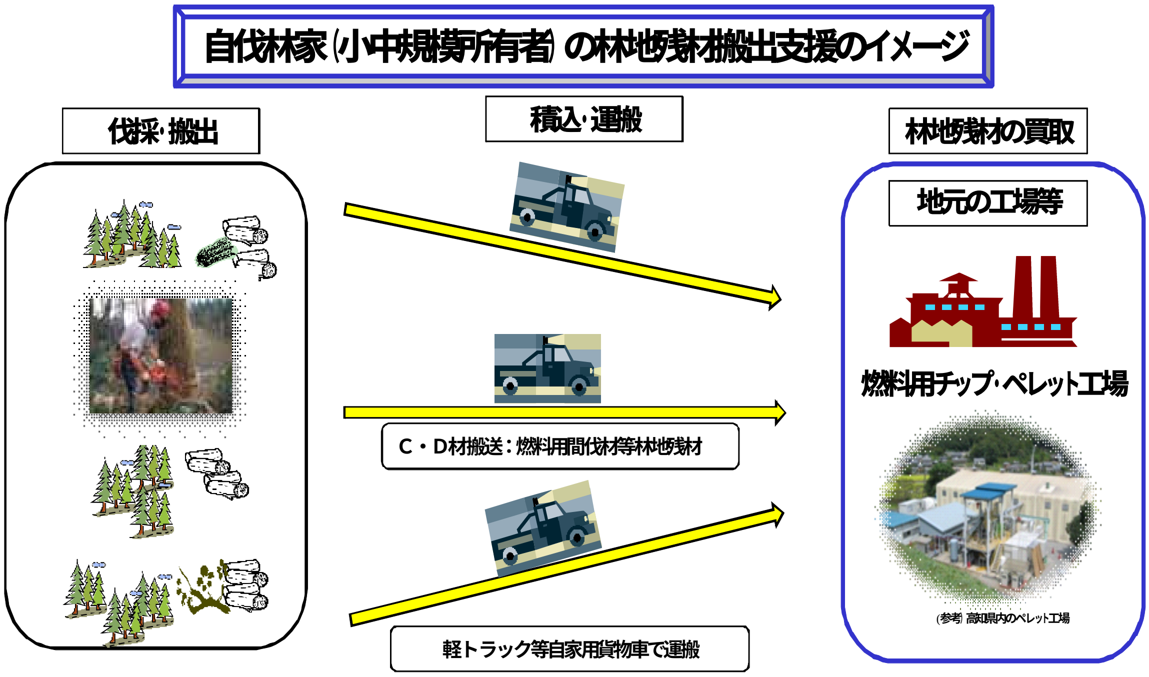

イ．罰則の強化について

- **森林法第 206 条において、無許可の開発及び伐採行為等に対しての罰則規定があるが、罰金が少額（５０万円）であり、罰則が軽く、違法行為の抑止にならないため、罰金額を増額する必要がある。**
  （例えば「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、５年以下の懲役又は1,000万円（法人は１億円）以下の罰金となる。）
- **違法行為に対しては、速やかに立入調査（森林法第 188 条第２項）を行い、復旧等の指導を行うべきであるが、その立入調査を拒否した場合の罰則規定がないため、指導に支障が生じることがあり、罰則規定を強化する必要がある。**
  （例えば、宅地造成等規制法第28条第１号のような、立入を拒んだ者に対する罰則規定が必要）

【罰則に係る関係法令（条文）】

〇森林法

第188条
（第１項省略）
２　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、測量若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

第206条
　次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
１　第10条の２第１項の規定に違反し、開発行為をした者
２　第10条の３の規定による命令に違反した者
３　第34条第１項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
４　第34条第２項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
５　第38条の規定による命令に違反した者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第25条
　次の各号のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（１～16号省略）
２　前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。
第32条
　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
　１　第25条第１項第１号から第４号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第２項　１億円以下の罰金刑（２号省略）

○宅地造成等規制法

第４条
　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。
（２～４項省略）
５　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
第28条
　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
　１　第４条第１項（第20条第３項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者（２～７号省略）

ウ．保安林解除について

- **小面積で点在している保安林及び道路開設等に伴って残置することとなる小面積の保安林**
  （いわゆる豆粒保安林は、保安林としての機能を維持、発揮することが期待できないだけでなく、効率的な土地利用を図るうえで支障がある。）
- **このような豆粒保安林の指定の解除について、現実に即した柔軟な対応を検討すべきである。**

【豆粒保安林の解除の補足説明】

- 保安林整備計画臨時措置法（H16.3.31失効）の下、保安林整備計画を策定し、それに基づいて保安林の指定及び解除を行っていた時期に、林野庁から「孤立小団地で保安林の管理上支障があるもの（いわゆる「豆粒保安林」）については積極的に解除することとされたい。」との指導を受けている。
- しかしながら、実際は「豆粒保安林」の積極的解除はほとんど行われていない。

（主な理由）

①豆粒保安林の定義が不明確
　→　例えば面積等による定めがほしい。
②豆粒保安林の解除に係る特別な取扱い基準がない（通常の保安林と同じ）
　→　代替施設がなくても、保安林として制限する必要がないとする判断の基準が欲しい。